

## 決議第6号

### 閉会中の議員派遣について

本議会は、地方自治法第100条第13項及び南風原町会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

令和元年9月27日

南風原町議会議長 知念 富信

#### 記

次のとおり議員を派遣する。

#### 1. 町民生委員・児童委員との意見交換会

- (1) 目的 : 意見交換会
- (2) 派遣場所 : 町内
- (3) 期間 : 令和元年10月17日(木) 予定
- (4) 派遣議員 : 議員全員

#### 2. 嘉手納町議会 議会活性化特別委員会行政視察について

- (1) 目的 : 行政視察
- (2) 派遣場所 : 町内
- (3) 期間 : 令和元年10月21日(月)
- (4) 派遣議員 : 知念富信議長・大城真孝・宮城寛諄・宮城清政・金城好春  
大城毅・赤嶺奈津江 議員

その他事情により変更が生じる場合には、議長に一任する。